

国立大学法人香川大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当大学法人が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、学長が業務評価を勘案し、その者の職務実績に応じて10/100の範囲内でその額を増額又は減額することができるように定めている。平成17年度においては、常勤・非常勤役員の業績及び法人としての業務実績等を総合的に判断した結果、増減は行わなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	人事院勧告を踏まえ、給与法に定める指定職俸給表を参考とし、平成17年12月より本給月額を0.3%引き下げたが、期末特別手当の支給割合については、引き上げを行わなかった。
理事	人事院勧告を踏まえ、給与法に定める指定職俸給表を参考とし、平成17年12月より本給月額を0.3%引き下げたが、期末特別手当の支給割合については、引き上げを行わなかった。
理事(非常勤)	改定なし
監事	人事院勧告を踏まえ、給与法に定める指定職俸給表を参考とし、平成17年12月より本給月額を0.3%引き下げたが、期末特別手当の支給割合については、引き上げを行わなかった。
監事(非常勤)	改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任
法人の長	17,917	12,812	5,105	0 ()	10月1日 1名	9月30日 1名
理事 (56/12人)	74,876	52,786	21,031	321 (通勤手当) 738 (単身赴任手当)	10月1日 4名	9月30日 5名
理事 (非常勤) (6/12人)	480	480	0	0 ()	10月1日 1名	
監事 (1人)	13,278	9,384	3,739	155 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	960	960	0	0 ()	10月1日 1名	9月30日 1名

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円 2,405	年 月 1 6	H17.9.30	1	本法人役員退職手当規則第2条2項では、役員の勤務実績に応じ、手当額を増減できることとしており、国立大学法人評価委員会の業績評価結果を勘案し、増減なしとした
理事A	千円 1,762 (37,377)	年 月 1 6 (28年6月)	H17.9.30	1	本法人役員退職手当規則第2条2項では、役員の勤務実績に応じ、手当額を増減できることとしており、国立大学法人評価委員会の業績評価結果、及び個人評価を勘案し、増減なしとした
理事B	千円 1,897 (48,658)	年 月 1 6 (34年6月)	H17.9.30	1	本法人役員退職手当規則第2条2項では、役員の勤務実績に応じ、手当額を増減できることとしており、国立大学法人評価委員会の業績評価結果、及び個人評価を勘案し、増減なしとした
理事C	千円 1,762 (4,698)	年 月 1 6 (6年)	H17.9.30	1	本法人役員退職手当規則第2条2項では、役員の勤務実績に応じ、手当額を増減できることとしており、国立大学法人評価委員会の業績評価結果、及び個人評価を勘案し、増減なしとした
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし

注:理事A、B、Cについては、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間の職員在職期間を通算した期間(法人での在職期間欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

運営費交付金における物件費・人件費の割合を堅持しつつ、中期計画に基づく総人件費枠の有効な配分を勘案し、新たな社会的ニーズに迅速・適切に対応できるよう人員配置を行い、適正な人件費の管理に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度に準拠した本給表及び毎年の人事院勧告を参考にして、社会一般の情勢に適合したものとなるよう支給基準を定めている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

事務系職員には、本学が独自に定めた人事評価制度に基づく個人評価(業績・能力)の結果を参考とし、職員の成績等に応じて、現に受けている本給の昇給・昇格・降格及び賞与における支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉給 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における人事評価制度の結果を参考にその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定。
昇給	原則、1年間良好な成績で勤務した職員は、1号俸上位の号俸に昇給。
昇格・降格	昇格: 勤務成績が特に良好な職員は上位の職務の級に決定。 降格: 勤務実績が不良な場合は、下位の級に決定。
特別昇給	勤務成績で特に優秀な職員は、上位の号俸に昇給。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

人事院勧告の内容に準じて、12月から以下のとおり実施した。

- (1) 本給表について、すべての職種に係る本給月額を平均0.3%引き下げた。
- (2) 勤勉給について、支給割合を0.025月分引き上げた。
- (3) 扶養手当について、配偶者に係る支給月額を500円引き下げた。
- (4) 医師調整手当について、本給表の引き下げに準じて100円～200円引き下げた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1391	42.5	6,729	4,878	56	1,851
事務・技術	339	42.5	5,664	4,128	71	1,536
教育職種 (大学教員)	564	46.6	8,572	6,171	53	2,401
医療職種 (病院医師)	0					
医療職種 (病院看護師)	294	34.4	4,769	3,484	38	1,285
医療職種 (病院医療技術職員)	66	41.7	5,709	4,149	53	1,560
技能・労務職種	33	49.9	5,289	3,867	59	1,422
教育職種 (養護学校教員)	24	43.1	7,445	5,463	70	1,982
教育職種 (附属義務教育学校教員)	68	39.5	6,701	4,935	75	1,766
その他医療職種 (看護師)	3	48.8	5,903	4,292	103	1,611

非常勤職員	26	34.8	3,966	3,287	59	679
事務・技術	1					
教育職種 (大学教員)	6	44.8	6,846	5,078	38	1,768
医療職種 (病院医師)	12	30.4	2,853	2,853	36	0
医療職種 (病院看護師)	1					
技能・労務職種	2					
医療職種 (病院医療技術職員)	4	26.0	3,332	2,486	105	846

<常勤職員について>

注1:在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:技能・労務職種とは、自動車運転手、ボイラ技士、動物実験助手、実験助手、調理師(士)等である。

注3:教育職種(附属義務教育学校教員等)には、附属幼稚園教員を含む。

注4:その他医療職種(看護師)とは、保健管理センターの保健師である。

<在外職員・任期付職員・再任用職員について>

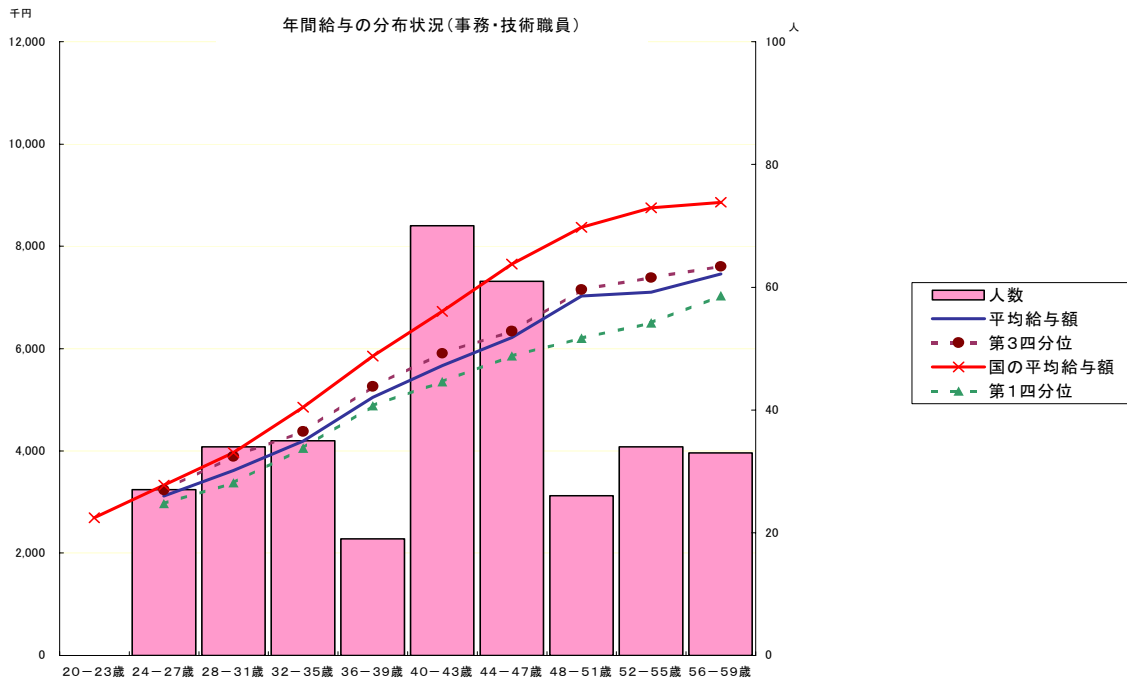
在外職員、任期付職員及び再任用職員の各区分については、該当者がいないため記載を省略した。

<非常勤職員について>

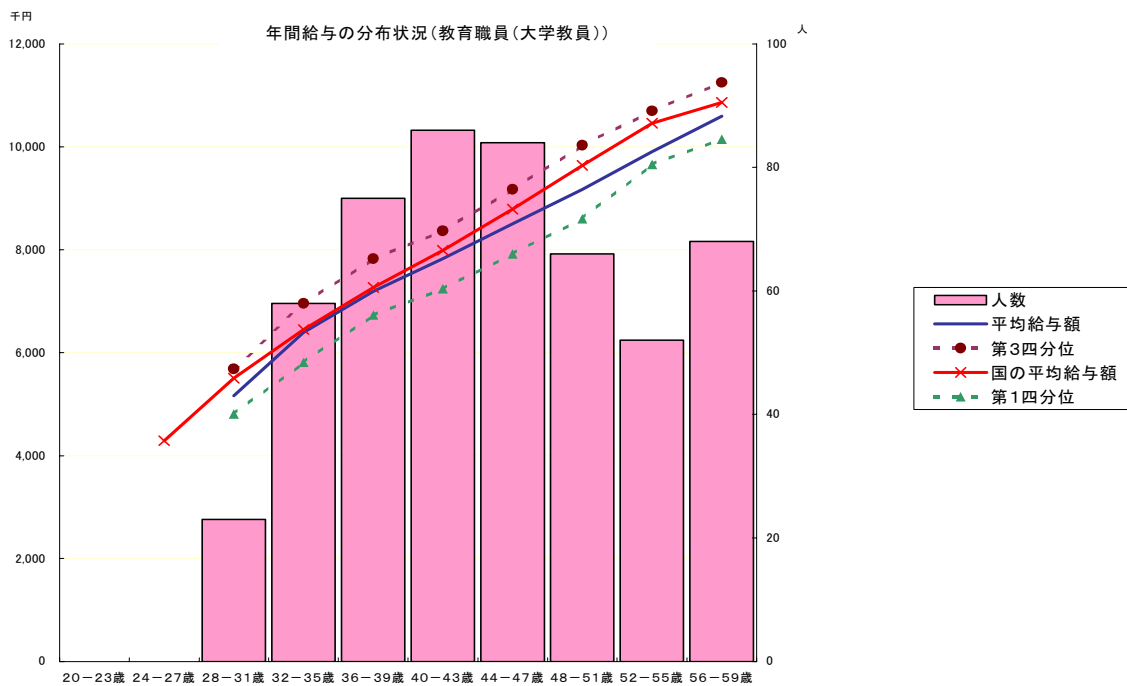
注1:技能・労務職種とは、エックス線助手、調理師(士)である。

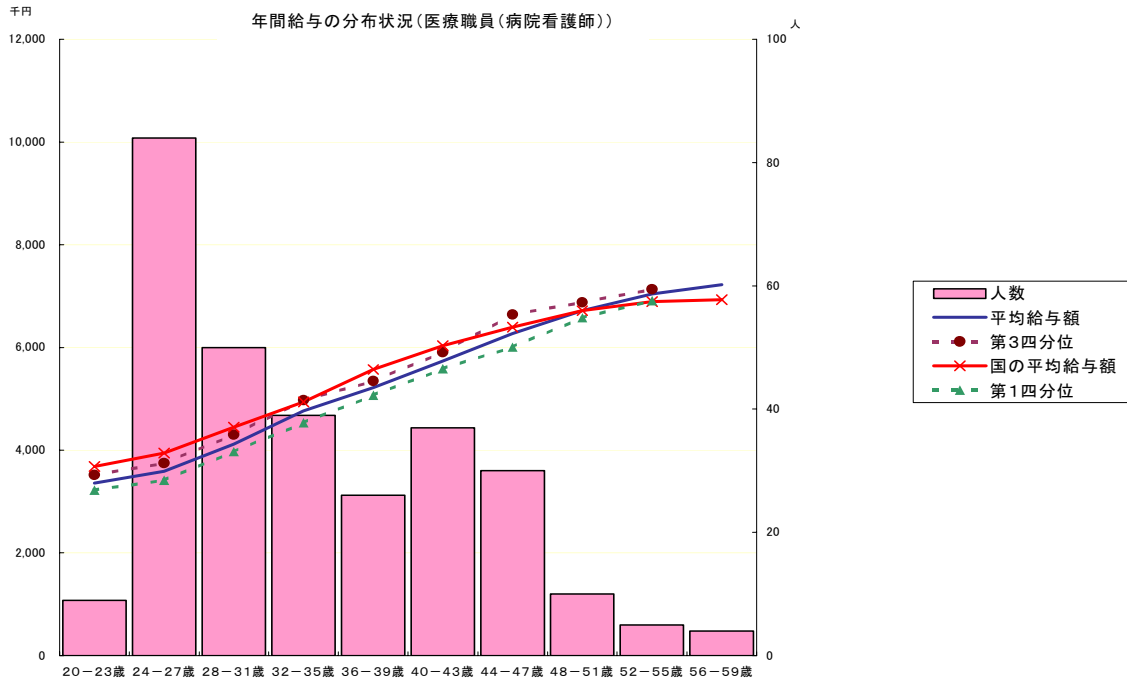
注2:事務・技術、医療職種(病院看護師)及び技能・労務職種については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。





注:年齢56-59歳の該当者は4人のため、第1・第3分位折れ線を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
部長	5	54.1	10,473	10,727	11,396		
課長	19	53.6	7,619	8,167	8,689		
課長補佐	33	53.6	6,901	7,010	7,254		
係長	126	46.5	5,857	6,183	6,504		
主任	81	40.8	4,437	5,090	5,477		
係員	75	29.3	3,120	3,525	3,893		

注1:「課長」には、課長相当職である「リーダー」及び「事務長」を含む。

注2:「課長補佐」には、課長補佐相当職である「サブリーダー」、「事務長補佐」及び「専門員」を含む。

注3:「係長」には、係長相当職である「チーフ(Ⅲ)」及び「専門職員」を含む。

注4:「主任」には、主任相当職である「チーフ(Ⅱ)」を含む。

注5:「係員」には、係員相当職である「グループ員」を含む。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
教授	241	53.9	9,541	10,197	10,824		
助教授	168	41.9	7,243	7,878	8,473		
講師	40	42.9	6,916	7,496	8,315		
助手	105	39.3	5,967	6,420	6,992		
教務職員	10	40.7	4,191	4,992	5,601		

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
看護部長	1	54.5	—	—	—		
副看護部長	3	56.2	—	7,283	—		
看護師長	22	49.4	6,642	6,727	6,913		
副看護師長	47	41.9	5,448	5,846	6,256		
看護師	221	30.9	3,600	4,249	4,690		

注1:「看護師」には、看護師相当職である「助産師」を含む。

注2:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。

注3:副看護部長の該当者は4人以下のため、第1・第3分位を記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任 係員	係長 主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐
人員 (割合)	339 人 ()	30 人 (8.8%)	58 人 (17.1%)	184 人 (54.3%)	31 人 (9.1%)	19 人 (5.6%)
年齢(最高 ～最低)		32 } 24 歳	45 } 27 歳	57 } 34 歳	59 } 47 歳	59 } 45 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,652 } 2,046 千円	3,967 } 2,312 千円	5,343 } 2,987 千円	5,404 } 4,371 千円	6,004 } 4,903 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,512 } 2,801 千円	5,284 } 3,183 千円	7,201 } 4,081 千円	7,570 } 6,048 千円	8,147 } 6,887 千円

区分	6級	7級	8級	9級
標準的な職位	課長	部長	部長	事務局長
人員 (割合)	12 人 (3.5%)	5 人 (1.5%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高 ～最低)	59 } 47 歳	58 } 49 歳	}	}
所定内給 与年額(最高 ～最低)	6,742 } 5,484 千円	8,351 } 6,818 千円	}	}
年間給与 額(最高～ 最低)	9,256 } 7,453 千円	11,463 } 9,540 千円	}	}

注1:「係員」には、係員相当職である「グループ員」を含む。

注2:「主任」には、主任相当職である「チーフ(Ⅱ)」を含む。

注3:「係長」には、係長相当職である「チーフ(Ⅲ)」及び「専門職員」を含む。

注4:「課長補佐」には、課長補佐相当職である「サブリーダー」、「事務長補佐」及び「専門員」を含む。

注5:「課長」には、課長相当職である「リーダー」及び「事務長」を含む。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授
人員 (割合)	564 人 ()	10 人 (1.8%)	105 人 (18.6%)	44 人 (7.8%)	164 人 (29.1%)	241 人 (42.7%)
年齢(最高 ～最低)		54 } 29 歳	62 } 28 歳	51 } 29 歳	63 } 31 歳	64 } 39 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		4,307 } 2,898 千円	5,949 } 3,020 千円	6,589 } 3,500 千円	7,195 } 4,068 千円	9,723 } 5,311 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		5,864 } 3,992 千円	8,092 } 4,158 千円	8,968 } 4,919 千円	9,851 } 5,634 千円	13,446 } 7,406 千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師長 副看護師長	副看護部長 看護部長	副看護部長
人員 (割合)	294人	該当者なし ()%	222人 (75.5%)	47人 (16.0%)	22人 (7.5%)	2人 (0.7%)
年齢(最高 ～最低)		}	46歳 } } 22	50歳 } } 32	56歳 } } 45	}
所定内給 与年額(最高 ～最低)		}	4,526千円 } } 2,301	4,897千円 } } 3,347	5,106千円 } } 4,386	}
年間給与 額(最高～ 最低)		}	6,142千円 } } 3,150	6,678千円 } } 4,672	7,183千円 } } 6,154	}

区分	6級	7級
標準的な職位	看護部長	看護部長
人員 (割合)	1人 (0.3%)	該当者なし ()%
年齢(最高 ～最低)	}	}
所定内給 与年額(最高 ～最低)	}	}
年間給与 額(最高～ 最低)	}	}

注1:「看護師」には、看護師相当職である「助産師」を含む。

注2:5級及び6級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.8%	66.7%	65.3%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.2%	33.3%	34.7%
	最高～最低	46.1～31.8	42.5～29.6	42.7～30.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.6%	68.8%	67.8%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.4%	31.2%	32.2%
	最高～最低	36.4～30.4	34.0～28.5	35.1～29.4

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 66.3	% 68.3	% 67.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 33.7	% 31.7	% 32.6
	最高～最低	% 42.5～32.0	% 39.4～29.8	% 40.9～31.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.6	% 68.8	% 67.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 33.4	% 31.2	% 32.3
	最高～最低	% 36.4～31.1	% 34.0～23.8	% 35.1～28.5

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	% ～	% ～	% ～
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 68.1	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.1	% 31.9	% 32.9
	最高～最低	% 36.4～32.1	% 34.0～29.9	% 35.1～31.0

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人のに関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

84.2

対他の国立大学法人等

96.7

(教育職員(大学教員))

対国家公務員(平成15年度の教育職(一))

97.0

対他の国立大学法人等

95.6

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

94.7

対他の国立大学法人等

97.6

注1: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等をつ一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2: 教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし。

区 分	当年度 (平成17年度) 千円	前年度 (平成16年度) 千円	比較増△減 千円 (%)	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減 千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	11,427,698	11,657,726	△ 230,028 (△ 2.0)	△ 230,028 (△ 2.0)
退職手当支給額 (B)	887,034	943,674	△ 56,640 (△ 6.0)	△ 56,640 (△ 6.0)
非常勤役職員等給与 (C)	1,355,740	1,285,667	70,073 (5.5)	70,073 (5.5)
福利厚生費 (D)	1,581,713	1,559,670	22,043 (1.4)	22,043 (1.4)
最広義人件費 (A+B+C+D)	15,252,185	15,446,737	△ 194,552 (△ 1.3)	△ 194,552 (△ 1.3)

(注1) 「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

(注2) 「福利厚生費」においては、法定福利費及び法定外福利費を計上しているが、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」においては、法定外福利費は計上していない。

総人件費について参考となる事項

1. 対前年度比及び増減要因について
 - ・給与、報酬等支給総額: 対前年度比△2%
要因: 人員抑制の結果、現員が前年度と比較し30名程度減少したため支給額が減少。
 - ・最広義人件費: 対前年度比△1.3%
要因: 前年度に比べ、退職者が少なかったことから退職手当支給額が減少。
非常勤看護師約60名を任期付職員に採用したこと及び受託研究等により非常勤役職員等給与及び福利厚生費が増加。
2. 行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)に基づく人件費削減の取組状況について
 - ①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項
 - ・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を行うこととしている。
 - ②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
 - ・国家公務員における給与構造の改革の動向を踏まえた給与の見直しを行う。
本給表関係――役員報酬及び職員の本給水準の引下げ
昇給制度――特別昇給制度の廃止し、勤務成績に基づく昇給制度の導入
 - ・改正高年齢者雇用安定法に対応するため、定年退職後、職員を非常勤職員として採用(新高齢者雇用制度)することにより、人件費の削減を図る。
 - ・業務の分析を行い、業務のマニュアル化を進め、アウトソーシングにつなげる。
 - ③①及び②の進捗状況
 - ・当年度の「給与、報酬等支給総額」 11,427,698千円
 - ・基準年度(平成17年度)の「人件費予算相当額」 12,053,293千円

IV 法人が必要と認める事項

特になし。